

業界団体との意見交換会において金融庁が提起した主な論点

[2026年2月5日開催（新形態銀行との意見交換会）]

1. Japan Fintech Week 2026 の開催について

- 金融庁では、日本のフィンテックの魅力を世界に発信し、フィンテックの更なる発展に向けたビジネス機会を創出するため、各種団体が開催する多彩なフィンテック関連イベントと連携する「Japan Fintech Week」を開催している。
- 2025年3月に開催した「Japan Fintech Week 2025」では、合計80以上のイベントと連携し、国内外から延べ約2万人の参加者を迎えるなど充実したものとなった。
- 2026年は、2月24日から3月6日に、「Japan Fintech Week 2026」を開催する。
このうち今回で10回目を迎える「FIN/SUM」では、「AI×ブロックチェーンが創る新金融エコシステム」をテーマとし、AIやブロックチェーンに加えて、地域金融やサステナビリティ等を含む幅広いトピックのパネルディスカッション等を行う予定である。
- 各イベントの詳細はJapan Fintech Week 公式ウェブサイトですぐ御案内するので、御確認の上、積極的な参加をお願いしたい。

2. 官民一体・業界横断的な金融犯罪対策に係る広報について

- 各金融機関においては、詐欺等の被害金の移転に使われている口座について、取引モニタリング等を通じて検知するなどの対策強化を進めていただいているものと承知している。
- 一方で、特殊詐欺やSNS型投資・ロマンス詐欺など、金融サービスを不正に利用した犯罪においては、犯罪収益の送金先として不正に売買・貸出された口座が悪用されているという特徴がある。
- 詐欺被害の根絶に向けては、口座の売買・譲渡等が犯罪であることに加え、口座の売却等に対して金融業界として厳格に対応する方針について、国民の認知を高め、口座売買の抑止につなげることが、預貯金口座の不正利用の抑止、ひいては国全体の安心・安全を守ることに繋がるため、官民一体となって戦略的かつ強力な広報を行うことが必要となる。

- このため、2025年12月より、全国銀行協会を中心として、金融庁や警察庁、各業界団体が連携し、統一的なコンテンツとしてショート動画を作成し、デジタル媒体を中心に、当該コンテンツを用いた業界横断的な広報を展開している。
- 各金融機関においても、ショート動画の活用などを通じて、一人でも多くの利用者の目に留まるように様々な場所・場面において当該メッセージを積極的に発信いただきたい。

3. 口座不正利用に係る要請文への対応について

- 2025年9月、預貯金口座の不正利用等防止に向けた対策について、2024年8月の要請内容にインターネットバンキングの利用申込時及び利用限度額引き上げ時の確認等を追加する形で、改めて対策の強化を要請した。
- 金融庁では、本要請を受けた各金融機関の対応状況を確認するため、2025年11月にアンケートを実施した。アンケートの実施は、2025年1月に続いて2回目であり、本要請を受けた各金融機関の対応状況を確認することで、金融機関における不正利用対策の更なる強化・底上げを図るとともに、国民を詐欺等の金融犯罪から守る一助とすることを目的とするものである。
- アンケートの回答は集計、分析の上、今後フィードバックを予定している。なお、対策が完了していないものについては、対応未了の期間が続くことで、利用者や金融機関自身が口座不正利用のリスクに長期間さらされることのないよう、今後の対応計画等について、経営陣が主導して検討をお願いしたい。

4. 犯罪収益移転防止法施行規則の改正について（非対面の本人確認方法の見直し）

- 偽変造された本人確認書類により開設された架空・他人名義の預貯金口座等が詐欺等に利用されていることを踏まえ、「国民を詐欺から守るための総合対策2.0」（2025年4月22日）や「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（2025年6月13日）において、非対面の本人確認方法をマイナンバーカードの公的個人認証に原則として一本化する旨の方針が示されている。
- これを踏まえ、2025年6月24日、犯罪収益移転防止法施行規則が改正され、非対面での本人確認方法のうち、本人確認書類の偽変造によるなりすまし等のリスクの高い方法が廃止されることが決まった。なお、対面での本人確認方法についても、マイナンバーカード等のICチップ情報の読み取りを

義務付ける方向で警察庁において改正に向けた動きが進められている。

- 偽造身分証での口座開設・不正利用への対策としてきわめて効果が高いことから、本改正の施行日は 2027 年 4 月 1 日となっているが、各金融機関においては、施行日を待たず、可及的速やかな対応をお願いしたい。

5. サイバーセキュリティに関する取組について

- 最近のサイバー攻撃はますます深刻化しており、他業種において、業務遂行に多大な影響を及ぼすような事象も頻発している。こうした脅威は金融機関にとって決して他人事ではなく、自分事として取り組むことが重要である。サイバーセキュリティは、事業継続やお客様の信頼を守るために欠かせない経営課題であり、引き続き、経営レベルでの対応をお願いしたい。

<耐量子計算機暗号 (PQC) 対応>

- 金融 ISAC において「日本の金融機関のための PQC 移行ガイド」が作成され、その中に PQC 移行の具体的な移行ステップも含めた全体像が示されている。PQC 移行は、将来の安全性確保に向けて避けられない取組であり、各金融機関において、金融 ISAC のガイドも参考にしながら、体制整備、システムの優先順位策定やクリプトインベントリの作成など、着実に準備を進めていただきたい。

<金融業界横断的なサイバーセキュリティ演習(Delta Wall 2025)の結果還元>

- 2025 年 10 月に実施した「金融業界横断的なサイバーセキュリティ演習 (Delta Wall 2025)」の評価結果について、2026 年 1 月末日に参加金融機関に還元した。同 2 月中を問い合わせ期間としていることから、評価内容を御確認いただき、御不明点があれば、還元時に御案内する窓口に御連絡いただきたい。
- 評価結果が良くなかった各金融機関の経営陣においては、問題点をよく確認いただき、インシデント対応手順の見直しをはじめとして、優先順位をつけて改善を進めていただきたい。
- くわえて、改善の進捗を経営陣が確認し、遅延等があれば原因を特定し、問題を是正いただきたい。さらに、人員・予算不足が問題の背景にある場合は、その是正を計画的に進めていただきたい。
- また、今回の演習結果が良好であった金融機関においても、今回は特定の

シナリオの下での演習に過ぎないため、最新の脅威動向を考慮して様々なシナリオを想定し、インシデント対応態勢の整備、検証を進めていただきたい。

- さらに、演習に非参加であった金融機関に対しては、今後、各協会を通じて、業態に共通して認められた課題や、良好事例を還元する予定である。非参加金融機関においても、金融庁からの還元内容を参考にして、サイバーセキュリティの強化に取り組んでいただきたい。

6. 手形・小切手機能の全面電子化について

- 手形・小切手機能の全面電子化の目標期限である 2027 年 3 月末まで残り 1 年余りとなったが、各金融機関においては、利用者に混乱を生じさせないように、目標期限から逆算して、計画的なサービス変更や顧客周知等の対応を主体的かつ積極的に進めていただくよう、改めてお願いする。
- こうした対応の中で、地域ごとに金融機関の担当者による意見交換会等を実施し、情報共有等の連携を図っている取組事例もあると聞いているところ、引き続き、地域内の金融機関と連携して効果的に進めていただきたい。
- 本件は、金融界のみならず、政府や産業界が一丸となり推進していくことが重要である。金融庁も、例えば、全国銀行協会（全銀協）による広報ポスターやセミナーの後援等を実施してきた。また、全銀協のみならず、多くの産業界において自主行動計画を策定し、取り組んでいただいているものと承知している。金融庁としても、今後も様々な場を通じて、事業者を含めた関係者へ政府方針等について説明を行うなど、引き続き国民の理解・協力を促していく。

7. 2025 年 10 月 24 日付け金融活動作業部会（FATF）声明に係る要請について

- 2025 年 10 月 22 日から 24 日の間に開催された FATF 全体会合において、資金洗浄・テロ資金供与対策上、重大な欠陥を有する国・地域に係る声明が採択された。
- 同声明においては、北朝鮮及びイランを対抗措置の適用が要請される国・地域とし、ミャンマーを同国より生ずるリスクに見合った厳格な顧客管理措置の適用が要請される国・地域としている。また、イランについては、今回から以下の対抗措置が追加された。
 - ・ イランに拠点を置く金融機関の支店等の設置拒否

・ イランにおける金融機関の支店等の設置禁止

- これを受け、2025年12月1日、関係する金融機関・協会に対し、金融庁を含む関係省庁から、要請文（「令和7年10月24日付けFATF声明を踏まえた犯罪による収益の移転防止に関する法律の適正な履行等について」）を发出した。
- 同要請文では、犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づく取引時確認義務、疑わしい取引の届出義務及び外国為替取引に係る通知義務の履行の徹底等を求めているところ、周知・徹底をお願いしたい。

8. ASBJによる公開草案「金融商品に関する会計基準（案）」等への対応について

- 企業会計基準委員会（ASBJ）は、IFRS第9号「金融商品」の内容を取り入れた予想信用損失モデルに基づく金融資産の減損に関する会計基準の検討を行っており、2025年10月29日に公開草案を公表し、2026年2月6日を期限としてパブコメを実施している。
- 新会計基準（案）では、期末において債権等の当初認識以降におけるデフォルト発生リスクの変動に基づき、将来予測情報を加味した上で、12か月又は全期間の予想信用損失を算定する必要がある。
- 本改正は、融資実務に係るものであり、適用に当たっては、予想信用損失の算定や開示などの財務会計のみならず、与信管理や収益管理にも影響を及ぼす可能性があることから、システム面も含む体制整備の検討が必要となる。
- 各金融機関においては、公開草案の内容を踏まえ、御対応を検討していただくほか、各金融機関における検討状況の把握のために金融庁で実施しているアンケートについても、回答の御協力をお願いする。

9. 「地域金融力強化プラン」を踏まえた監督指針の一部改正（案）について

- 2025年12月19日に策定した「地域金融力強化プラン」を実行に移す一環として、今般、地域企業の価値向上への貢献や地域課題の解決に資する取組の促進に向けた監督指針改正案を公表し、パブリックコメントを実施した。
- 具体的には、M&A・事業承継支援の強化、「経営者保証に依存しない融資」の促進、デジタル化支援の強化及び人材確保支援の強化に向けた改正案をお示しした。

- 各金融機関においては、地域や顧客企業のビジネスモデル・経営戦略を踏まえ、必要に応じて改正案の内容も随時参照いただきながら、引き続き、地域の持続的な成長を後押しすべく、金融仲介機能の一層の発揮に努めていただきたい。

10. 「経営者保証に依存しない融資」の促進に向けた取組状況について

- 2025年12月19日、「経営者保証に依存しない融資」の促進に向けた2025年度上期の取組実績を公表した。主な内容として、
 - ・ 新規融資件数に占める「経営者保証に依存しない融資件数」の割合が全業態平均で55.8%と増加したほか、
 - ・ 新規融資件数に占める「経営者保証に依存しない融資件数」と「有保証融資のうち適切な説明を行い記録した融資件数」との合計の割合も、全業態平均で99.8%と増加した。
- また、同日、各金融機関に対して2025年に実施した「経営者保証に依存しない融資」に係る取組状況についてのアンケート調査の結果も公表した。その中では、例えば、9割以上の金融機関が、「経営者保証に依存しない融資」の促進を通じて、保証の必要性についての真摯な検討の促進や安易な保証徴求の減少といったポジティブな効果があったと評価していることが明らかになった。
- いずれも、「経営者保証に依存しない融資」に向けた取組が着実に浸透しているものと評価できる結果であり、各金融機関においては、引き続き、「経営者保証改革プログラム」や今後改正予定の監督指針等の趣旨・内容を踏まえ、精力的な取組を進めていただきたい。

11. 銀行をかたる詐欺電話(ボイスフィッシング)の発生への注意喚起について

- 2024年秋頃につき、再度、2025年末に、銀行をかたった電話や自動音声による電話で企業に連絡し、偽サイトへ誘導してインターネットバンキングの情報を盗み取る、いわゆる「ボイスフィッシング」が急増し、複数の企業で被害が確認された。
- 銀行をかたることから、取引関係にある企業がだまされやすく、特に法人取引では不正送金額が大きくなる傾向があり、企業にとっては深刻な経済的打撃となる。

- こうした状況を踏まえ、金融庁は、警察庁等の関係機関と協力し、改めて、金融機関及びその法人顧客に向けて、ボイスフィッシングの手口や対策に関する注意喚起を実施している。
- 各金融機関においても、今一度、昨今のボイスフィッシングによる不正送金の被害状況を踏まえ、必要な対策を検討・実施いただくとともに、法人顧客に対し、注意喚起を徹底されたい。なお、その際、必要に応じ、注意喚起資料も活用いただきたい。

(参考) 注意喚起資料 (2025年12月4日公表「その電話、本当に銀行からですか?」)

出典：金融庁ウェブサイト (<https://www.fsa.go.jp/news/r7/ginkou/20251205/01.pdf>)

12. 令和7年青森県東方沖を震源とする地震に伴う災害及び令和8年1月21日からの大雪に係る災害等に対する金融上の措置について

- 令和7年青森県東方沖を震源とする地震に伴う災害及び令和8年1月21日からの大雪に係る災害等により、被災された方々に対して、心よりお見舞い申し上げます。
- 各災害等に関し、青森県、岩手県、新潟県、秋田県及び山形県内に災害救助法が適用されたことを受け、適用地域を管轄する財務局より日本銀行との連名で「金融上の措置要請」を関係金融機関等に発出した。
- 各金融機関においては、こうした要請も踏まえ、被災者の声やニーズを十分に把握の上、被災者の立場に立ったきめ細やかな支援対応を改めてお願いしたい。

(参考) 災害救助法適用の状況

○災害名			
地方公共団体名	法適用日 (内閣府公表日)	管轄局	措置要請日
○令和7年青森県東方沖を震源とする地震			
青森県	12月8日 (12月9日)	東北財務局	12月9日
岩手県	12月8日 (12月9日)	東北財務局	12月9日
○令和8年1月21日からの大雪			
青森県	1月29日 (1月29日)	東北財務局	1月30日
新潟県	2月2日 (2月2日)	関東財務局	2月3日
秋田県	2月3日 (2月3日)	東北財務局	2月4日

山形県	2月4日（2月4日）	東北財務局	2月5日
-----	------------	-------	------

13. 支援策に関する情報収集や顧客企業への紹介について

- 各金融機関において、顧客企業の個々の実情に応じた経営支援を行うに当たっては、経営課題や資金ニーズに応じた補助金等の支援策に関する情報提供を行うことも、顧客企業より大きく期待される役割の一つである。
- 2025年11月に公表された「強い経済」を実現する総合経済対策においても、中小企業の経営課題の解決に資する多くの施策が盛り込まれており、各金融機関においては、引き続き、こうした施策に関する情報を顧客企業にタイムリーに提供できるよう、必要に応じて、個々の現場も含めて「ミラサポ plus」や「J-Net21」といったプラットフォームも活用しながら顧客企業の経営支援に取り組んでいただきたい。

14. 南海トラフ地震への対応に係る監督指針等の一部改正（案）について

- 南海トラフ地震に関連して金融機関が取るべき対応については、「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」や「南海トラフ地震臨時情報防災対応ガイドライン」、各業態の監督指針等に規定されている。
- 2025年12月25日、金融機関がとるべき対応の一層の明確化に向け、
 - ・ 「事前避難対象地域」内に所在する営業店の対応について、「住民事前避難対象地域」と「高齢者等事前避難対象地域」に区分して精緻化するほか、
 - ・ 各文書に規定されている内容を監督指針等に集約し、必要な対応を一覧化する、
 といった所要の改正を行うべく、監督指針等の改正案を公表し、パブリックコメントを実施した。
- 改正案については、パブリックコメントで受け付けた意見も踏まえて最終化する予定であるが、各金融機関においては、改正後の監督指針等の内容も随時参照いただきながら、引き続き、南海トラフ地震を含めた災害時における適切な対応に万全を期していただきたい。

15. リースバックについて

- 第三者に所有不動産を売却すると同時に賃借する取引である「リースバック」について、特に高齢者がトラブルに巻き込まれるケースが増加している

として、2025年12月25日、関係省庁等から連名で注意喚起が行われている。

- 地域金融機関がリースバック事業者と業務提携し、自行の顧客を紹介している例も承知しているところ、業務提携を進めるに当たっては、顧客ニーズに沿ったサービスを提供できる提携先事業者であるかどうかや、当該事業者やその業界におけるトラブルの発生状況などを適切に確認し、必要に応じて当該提携先の業務の運営状況を確認するなど、自行の顧客がトラブルに巻き込まれることが無いよう、適切に対応いただきたい。

(参考) 注意喚起資料 (2025年12月25日公表「投資等に関する普及啓発と年末年始のご家族等への声かけについて」)

出典：消費者庁ウェブサイト (<https://www.caa.go.jp/notice/entry/044653/>)

16. FATF 勧告 16 (クロスボーダー送金) 改訂の公表について

- FATF では、クロスボーダー送金の透明性に関する改訂勧告 16 を、2025年6月18日に公表した。

(参考) FATF による「Payment Transparency に関する FATF 勧告 16 の改訂」の公表について

<https://www.fsa.go.jp/inter/fatf/20250619/20250619.html>

- 勧告の改訂は、送金の透明性向上の観点から必要なマネロン対策等の確保することを企図している。FATF は、2024年・2025年の2度の市中協議を始め、金融機関の負担やほかの政策目的との整合性などを踏まえ、リスクに応じた改訂内容を見直した。
- 主要な改訂項目としては、①クロスボーダー送金の始点・終点の定義の明確化に伴うペイメントチェーン内の異なる主体の責任の明確化、②クロスボーダー送金における送付情報の見直し (送金人・受取人情報の内容・質の改善)、③クロスボーダー送金における受取人情報の整合性確認の義務付け、④カード決済に関する勧告 16 適用除外の規定の見直し、⑤カードによるクロスボーダーの現金引き出しへの限定的な基準の適用がある。
- 今回の改訂は、技術的かつ複雑な論点が多く、ステークホルダーも多岐にわたることから、今後 FATF では、FATF の目線をより詳細に説明するガイダンスの作成を進めていくとともに、円滑な実施のため民間ステークホルダーとの対話を継続する予定である。なお、今回の改訂勧告の実施に必要な対応に鑑み、FATF では 2030 年末までのリードタイムを設定している。金融庁としては、ステークホルダーの御意見をよく伺いつつ、FATF ガイダンス作成や

国内実施に向けた検討を進めていきたい。

17. 「強い経済」を実現する総合経済対策～日本と日本人の底力で不安を希望 に変わる～」について

- 2025年11月21日、「強い経済」を実現する総合経済対策～日本と日本人の底力で不安を希望に変わる～」が閣議決定された。
- 今回の総合経済対策では、①生活の安全保障・物価高への対応、②危機管理投資・成長投資による強い経済の実現、③防衛力と外交力の強化、の三つの柱に沿って政府として各種施策が取りまとめられた。
- 金融庁関連としては、
 - ・ 地域金融機関が地域経済の成長に一層貢献するための「地域金融力強化プラン」の策定・推進
 - ・ 金融経済教育・NISAの一層の充実やコーポレートガバナンス改革の実質化等を通じた「資産運用立国」の更なる推進
 - ・ 米国関税の影響を受ける事業者に対する金融機関による資金繰り等の支援の促進

などの施策が盛り込まれている。

- 金融庁としては、こうした取組を通じて、日本の持続的な経済成長に貢献できるよう、しっかりと取り組んでいく。各金融機関においても、御理解・御協力をよろしくお願いしたい。

18. 地域金融力強化プランについて

- 金融庁では、2025年12月19日に「地域金融力強化プラン」を公表した。
- プランには、金融審議会「地域金融力の強化に関するワーキング・グループ」での議論も踏まえ、地域金融機関が、地域企業の価値向上や地域課題の解決に一層貢献していくための方策や、このための環境整備に関する施策を盛り込んでいる。
- 地域金融機関には、地域企業を資金繰り支援等で下支えすることに留まらず、幅広い金融仲介機能の発揮を通じ、企業価値の向上に貢献していくことが期待されており、例えば、地域金融機関による地域企業への成長支援を後

押しするため、実証実験等による具体的事例の創出や知見提供を通じ、地域金融機関と、国内外の市場開拓や事業の発展に知見を有するプレイヤーとの連携を促進していく。

- 一方で、地域金融機関が引き続き地域経済を支えていくためには、経営基盤の強化により十分なリスクテイク余力を確保することも重要と考えており、このため、金融機能強化法における資本参加制度や資金交付制度の期限延長・拡充等も盛り込んでいる。
- 地域の事業者・経済の持続的な発展に当たっては、地域金融機関に限らず、地域内外の様々なプレイヤーとの連携が重要である。各金融機関においても、本プランを御参照いただきたい。

19. NISA口座の都道府県別利用状況調査

- 2025年11月13日、都道府県別のNISA口座の利用状況調査（2025年6月末版）を公表した。

NISA口座の利用状況調査は、2024年までは年4回（3月末、6月末、9月末、12月末）実施していたが、2025年以降は年2回※（6月末、12月末）としており、引き続き御協力をお願いしたい。

※ 2025年3月末時点調査は臨時的に実施したものの。

20. 金融経済教育推進機構（J-FLEC）の講師派遣等に関するQ&A

- 金融機関がJ-FLECの講師派遣等をより活用しやすくなるよう、J-FLECはこれまでに寄せられた主な質問等をまとめ、金融機関向けのQ&Aを策定した。
- 例えば、講師派遣の際の金融機関職員の同席や、講師派遣前後での商品・サービスの紹介については、派遣先と調整いただければ必ずしも妨げられるものではないと整理されている。
- J-FLECの講師派遣等を御活用いただくことで、金融機関の負担軽減にもつながる。御不明な点があれば、J-FLECの連絡先に直接お問い合わせいただき、是非御活用を検討いただきたい。
- また、J-FLECでは、2025年11月にはオンラインで講義が受けられる動画の配信も開始したので、こちらも是非御活用いただきたい。

21. 医療・介護保険における金融所得の勘案について

- 医療・介護保険制度における金融所得の公平な取扱いの実現に向けた実務的な検討を行うため、2025年11月26日に関係府省庁会議が開催された。
- 医療・介護保険における負担への金融所得の反映に当たっては、社会保険関係法令で提出義務を整備した上で、税制における金融所得に係る法定調書を活用する方式を前提に検討が行われている。
- また、当会議においては、関係省庁が連携の上、
 - ・ 金融所得に係る法定調書における個人番号の記載率と記載内容の正確性の向上、
 - ・ 金融所得に係る法定調書について、事務負担等の実態の把握に努めつつ、オンライン提出の要請を行うこととされた。
- 今後、法定調書の提出方法やマイナンバーの記載率等の実態調査等を進めていくことになるが、それに当たっては、各金融機関と密に連携したいので、御協力をお願いしたい。

22. 令和8年度税制改正要望の結果について

- 2025年末に公表された税制改正大綱においては、
 - ・ NISAについて、つみたて投資枠の年齢要件の撤廃や対象商品の拡充、税法上の所在地確認義務の廃止・代替
 - ・ 金融商品取引法等の改正を前提に、一定の暗号資産取引から生じる所得を分離課税とすること等を措置することが示された。
- 税制改正要望プロセスにおいては、業界の方々から様々な御支援をいただいた。
- 今後、上記施策を実施する上での実務的な論点を含め、様々な事項につき検討・議論していくこととなるため、引き続きの御協力をお願いしたい。

(以 上)